

第十七回

「在東莞日系企業と東莞市政府との意見交換会」

議事録

◆時間：2021年8月26日（木）15：00～17：00

◆場所：東莞市行政弁事中心西楼1階多功能会議庁

◆主催：在広州日本国総領事館、東莞市人民政府、
日本貿易振興機構（ジェトロ）広州事務所

◆共催：東莞市商務局、東莞市外事局、
東莞東部日本人会、東莞日系企業連絡会、東莞石龍日本人会

◆協力：広東真広企業管理顧問有限公司

◆次第：（同時通訳）

会議司会：東莞市商務局 陳志揚副局長

15:00～15:05 司会者による出席者紹介

15:05～15:10 東莞市人民政府 羅晃浩副市長より挨拶

15:10～15:15 在広州日本国総領事館 亀井啓次総領事より挨拶

15:15～15:45 政策宣伝解説

15:45～16:45 意見交換・質疑応答（1時間）

（司会：ジェトロ広州事務所 清水顕司所長）

16:45～16:50 ジェトロ広州事務所 清水顕司所長より総括

16:50～16:55 東莞市人民政府 羅晃浩副市長より総括

16:55～17:00 在広州日本国総領事館 亀井啓次総領事より要望書の手交

ポイント：

- 在東莞日系企業より、インビテーションレターの発行基準や電力の供給、障害者就業保障金、経済補償金積立分の損金算入、社会保険料など9項目の質問・要望を提出。
- 身体障害者就業保障金の優遇政策が2018年から続けられており、終始、関連政策に厳格に基づき実施し、今後、東莞市は実際の状況に合わせながら、より多くの優遇政策を模索しながら、着実に企業負担を緩和し、身体障害者の就業品質を向上させていく回答を得た（質問5）。
- また、VOCs 排出制限にかかる措置につき、今後、生態環境部門と電力供給部門と連携した情報メカニズムを確立・改善させて大気汚染予測と結び付けながら、停電措置や電力制限措置をまず実施できる体制を築いていく旨回答を得た（質問7）。

1. インビテーションレター発行基準の緩和について

<背景・課題>

コロナの影響で日中間の往来が制限される中、渡航の緊急性が中国政府に認められて、インビテーションレターを入手した場合のみ、渡航ビザが取得できる。しかし、東莞市ではインビテーションレター発行のハードルが高く、対象企業外と言うことで、申請を受け付けない・申請却下など各鎮で対応が異なる。

<要望・質問>

- (1) 東莞市のインビテーションレター発行基準が他の地域に比べて厳しく、新規駐在者、長期出張者が実質的に来られない状況が続いており、緩和措置を出していただきたい。
- (2) 帯同家族への招聘状発給要件を緩和してもらいたい。帯同家族来華が叶わず、駐在員のモチベーション維持が困難な状況。入境条件の整備と早期実現を願う。

<回答>

(市外事局)

- (1) 2020年11月に、広東省から出された関連文書をもとに、東莞市の実際の状況と合わせて、東莞市では「常態化した疫病予防期間における外国人のインビテーションレター発行厳格化する業務手引」を制定するとともに、各園區、各鎮に厳格に執行するよう要求を行なっている。この手引の制定以降、東莞市ではインビテーションレター申請企業に対する投資規模、輸出入総額等の条件を取り消しており、広東省の統一基準に従ってインビテーションレター発行を取り扱っているため、発行基準が他地域より厳しいという状況はない。
- (2) 海外から感染が持ち込まれることを防ぐため、東莞市では上位部門からの要求に従う必要があり、現状では駐在員の帯同家族に対してインビテーションレターを発行することができない。東莞市では引き続き駐在員の帯同家族の来華政策の動向を注視しながら、東莞市外事局の公式 Web サイト及び公式 WeChat アカウントである「東莞外事」にて、政策周知及び政策解釈を適時行なっていく。

2. PCR 検査について

<背景・課題>

東莞市内の人民医院などで PCR 検査を受ける場合、検体採取は「喉」のみで、「鼻 or 唾液」の検体採取をしてくれる医院を探すのに苦労している。

また、検体採取は「鼻」で採取可能だが、検査結果証明書には検体採取欄に「鼻」の記載標記ができないという医院がほとんどである。一部の人民医院では、政府部門から要請があれば対応するという医院もある。

<要望・質問>

検体採取方法「鼻」・検査方法「RT-PCR 法」と証明書を発行いただける医院を東莞市政府として、ご紹介いただきたい。

<回答>

(市衛生健康局)

「医療機構新型コロナウイルス PCR 検査業務手引」の規定に従い、現状、東莞市では一般市民に対して「喉」「鼻」「痰」の検体採取方式を提供しているが、「唾液」検体採取は行っていない。一般的に検体採取は「喉」で行っているのが現状であるが、他の検体採取を選択したい場合は採取機構に要求を提起するとともに、検査結果証明書の検体採取部位の記載を変更するよう促していただきたい。また検査方法については、現在東莞市のほぼ全ての検査機構で「RT-PCR 法」を採用している。日系企業の皆様によりよいサービスを受けて頂けるよう、市としては総合力、サービス力の高い以下の病院を推薦する。

東莞市人民医院、市中医院、市滨海湾中心医院、市松山湖中心医院、市東部中心医院、市東南部中心医院、市水郷中心医院。

ジェトロ広州事務所から回答へのコメント：回答の内容を今回提示いただいた医療機関に伝え、対応を徹底いただきたい。

市衛生健康局：通達を出して各病院に連絡する。日系企業の皆様も、検査の際に要望を明確に伝えていただけたらと思う。

3. 海外 11 カ国からの輸入に接触する従業員への隔離措置について

<背景・課題>

橋頭鎮、横瀝鎮の一部の企業が、6月より鎮政府からの通知を受け、6月23日～7月15日の期間において、インド、ラオス、タイ、等 11 カ国から貨物の輸入があった場合、倉庫等の荷卸し担当を 14 日間隔離させることを要求された。

<要望・質問>

今後類似の措置を実施するかどうか教えていただきたい。また、措置を実施する場合、より良い協力を行うため、政府の正式な通知を示していただき、背景の説明や隔離の計画等を事前に説明いただくことを希望する。また、政府がより科学的で合理的な防疫措置を実施することを希望する。

<回答>

(市海外感染予防業務専門チーム)

(1)「広東省海外感染予防業務チームによる入国人員・入国貨物の高リスク作業員に対するコロナ予防管理及び健康管理措置実施に関する緊急通知」(粵商務陸函 2021 年第 262 号)にて次のように示されている。

- ①. 広東省・香港間の越境貨物作業場において、越境トラック運転手に対して近距離でサービスを提供する作業員は高リスク職場作業員に属するものとする。
- ②. 高リスク職場作業員には、固定の宿舎に集中して居住するよう統一的に手配し、居住場所から作業場までを専用車で送迎することで、“2点1線管理”(2箇所での作業、移動は1路線のみ)というクローズドループ管理を実現する。

東莞市専門チームでは 2021 年 6 月 22 日に『広東省・香港間の越境トラック運転手向け“3点1線管理”強化に関する補填通知』を公布して、リスクの高い 11 カ国からの輸入貨物作業場に関して人員分類管理を実施させ、6月25日までに集中居住を完了させるようにした。

ハイリスク職場作業員の離職や職場変更について。

もし、高リスク職場作業員の離職或は職場変更がある場合、14 日間の健康管理

(原則として自宅から外出を控える)を実施し、7日目と14日目の2回のPCR検査で陰性ならば管理解除され、集中隔離は行わない。(横瀝の専門チームからの報告では、企業側が健康観測と自宅隔離の措置内容を誤理解したのではないかとのこと)

- (2)『広東省新型コロナウイルス予防指揮部弁公室“広東省・香港間の越境トラック運転手のコロナ予防管理及び健康管理実施細則(第15版)”に関する通知』(粵疫病予防指揮部弁公室函2021年第374号)の第28条規定により、作業場において14日間、作業員の感染事案あるいは環境標本感染が発生していない場合であれば、作業員は離職前3日間で2回のPCR検査(検体採取は24時間以上の間隔をあける)を行い、検査結果が陰性であれば離職できる。現在、東莞市では、この規定通りに執行している。

東莞市の専門チームでは2021年8月12日に「高リスク職場作業員の集中居住と越境トラック出国管理の適切実施に関する通知」を公布し、東莞市の全ての越境貨物作業場(連結点含む)の高リスク職場作業員に対して集中居住を要求したが、これに関わる措置は文書で公布した時間に沿って分けて実施している。

4. 発電関連

<背景・課題>

今年の5月以降、工業用電力の計画停電や制限が始まった。毎年実施されているが、例年に比べて今年は特に多かった。一部の企業では、電力会社からの停電要請があり、週2日間生産活動停止に至るケースがあった（期間は5月～12月まで）。週2日の場合、休日生産が出来ず、作業員への給与減もあり離職率が上がる懸念もあり、企業の生産に大きな支障をきたした。

5月13日にジェトロが東莞市人民政府あてに改善要望のレターを提出したところ、一部の鎮ではすぐに停電の要請が解除されるなど、迅速にご対応いただいた。さらに、6月4日に商務局へ影響を受けている企業の状況をお伝えしたところ、各鎮政府とご調整いただくなど、状況の改善に向けて尽力いただいたことに感謝申し上げます。

他方、現在電力状況は改善しているが、夏場に向け電力需要がひっ迫し、再度電力制限措置を受けるのではないかと不安を感じている企業もいる。

<要望・質問>

- (1) 電力制限に関する今後の見通しについて教えていただきたい。いつ頃まで続くのか、現在の見通しを教えていただきたい。
- (2) 今後計画停電を行う場合、停電を1日/週以内にしていただけないか、ご検討いただきたい。
- (3) 節電日においても、例えば工場全体電力を60%削減する等、最低限の生産ができるような緩和措置をご検討いただきたい。

<回答>

(市発展改革局)

- (1) 現段階での電力制限計画の状況について。

広東省エネルギー局が行った電力使用動向分析によると、今年に入って以来、広東省全体で電力供給が厳しく、計画停電等の制限は10月頃まで続くと予測されているが、電力不足は徐々に緩和している。東莞市では広東省から伝えられる電力制限計画を基に、市全体の電力制限計画をフレキシブルに調整している。7月末までに東莞市で実施された電力制限は約28日間であるが、市にある7組の産業専用変電所か

ら計算すると、企業1社あたりの平均影響日数は約4日間という状況である。

(2) 1週間の電力制限時間に関して。

広東省から伝えられた電力制限指標に基づき、電力制限が必要な時のみ、東莞市では電力使用制限日数を週2日以内に抑えるとともに、主に1週あたり1日という形で行っている。市発展改革局では工信局とともに、東莞市の電力使用保障企業リストを制定しており、リスト内の企業の週間の電力制限日数は一般企業より1日少なくなっている。現状、電力使用保障企業は主に年間生産高10億元超、倍增計画対象等の工業企業であるが、高エネルギー、高排出、建設規定違反等の企業は除外される。

(3) 電力制限実施日でも工場の最低限の生産電力を保證できるかとの質問に関して。

東莞市では電力制限を手配した企業に対して、制限日の午前9時から12時まで、午後2時から5時までの電力使用ピークである6時間の生産電力使用停止を要求している。同時に、電力制限の効果が低くなるのを避けるため、またオフピーク生産してもらう企業数をさらに増やさないよう、この時間帯の電力制限は厳格に執行している。一部の企業は、たしかに連続した生産が必要といった特殊要求がある。が、こうした企業は所在地の電力供給サービスセンターと連絡して企業個別のオフピーク電力使用計画を相談することができる。オフピーク総量が変わらない前提で、一部の生産を保留して電力制限時間を延長したり、オフピーク時間を調整したりするといった措置を採ることが可能である。

私たちの提案としては、関連する工業企業は、電力制限計画期間内の生産時間を調整し、朝、昼、夜の電力使用ピーク以外の時間を活用した生産を行なうとともに、電力使用に関する困難等について、所在地の電力供給サービスセンターとのコミュニケーションを強化することを勧める。

(東莞市電力供給局)

(1) 今年の電力供給状況に関して。

東莞市政府の正確なる指導及び大きな支援のもと、近年来、供電局は「東莞電力網」の建設を加速させており、電力網の枠組みも更に強化している。しかし依然として、一部の電力網においては制限を受ける状況が存在している。また、中国の疫病抑制が顕著な効果をあげていることに伴って広東省の経済回復の勢いが増しており、高温が続いているために広東省全体の電力使用量が急速に増加しているため、もし広東省

全体の電力供給が緊迫した場合、東莞市としては協力して電力制限計画を展開しなければならない。

(2) さらなる電力保障に向けた業務に関して。

発電局では『東莞市電力制限方案』（中国語「东莞市有序用电方案」）で示される要求をもとに電力制限業務を進めながら、全力で企業生産への影響の削減に努めている。市商務局より必要となる企業のリストを整理してもらえれば、市発展改革局とともに、電力保障案を練り、政府規定の要求に則りながら実施していく。これ以外に、もし企業に緊急のオーダーや特殊な工程等によりどうしても電力を使う必要がある場合、発電局の鎮街電力供給サービスセンターのカスタマーマネージャーまで書面で申請を提出いただければ、鎮・街電力供給サービスセンターは所在地政府の電力制限計画部門の同意を得てから、総量は変えない前提で企業に向けて電力制限時間の調整を手配する。

ジェトロ広州事務所から回答へのコメント：企業が最も困っているのは、当局からの電力制限の連絡が前日など直前となっていること。急な停電は、企業によっては製品品質に影響を与えることもある。生産計画を調整することができるよう、できれば1週間前、少なくとも数日前までに企業に連絡していただきたい。

5. 障害者就業保障金について

<背景・課題>

2018年に、ある企業から障害者就業保障金の算定式が変更され、企業が負担する納付額が高騰する問題が提起された。各日本人会およびジェトロの連名で、東莞市政府へ要望書を提出したところ、市政府側から意見交換会の場で回答いただき、その後2018年～2020年の3年間は2017年と同じ計算での特例措置を取っていただいた。

今般、財政部が2019年末に発表した障害者就業保障金の計算基準に従い、障害者就業保障金は現地の社会平均賃金の2倍で計算されることとなった。また、2020年1月1日から2022年12月31日まで、障害者就業保障金に対して段階的削減政策が実施されるため、企業の実質の納付額は2022年からは2017年の計算方法より高くなる。さらに、障害者就業率が1%以下の雇用主体は、規定に基づき支給額の90%を障害者就業保障金として支払う必要がある。企業によっては、納付額4～5倍に高騰してしまうケースがある。

<要望・質問>

新型コロナの影響が大きく、障害者就業保証金に関する軽減措置があれば教えていただきたい。また、ない場合、今後そのような措置を検討されているかどうか伺いたい。

<回答>

(市障害者連合会)

2020年2月20日に広東省政府より「広東省人民政府 広東省の就業をより安定・促進させる若干の政策措置に関する通知」(粵府〔2020〕12号)が出され、「継続的に、2017年の徴収基準を超えないように身体障害者就業保障金を徴収していく。ランクに分けて軽減徴収や徴収免除の優遇政策を実行していく。実施期限は2022年12月31日までとする(徴収所属期としては2021年度まで)」という方向が示された。

続いて2021年3月8日に広東省政府より「広東省人民政府 広東省の就業をより安定・促進する若干の政策措置に関する通知」(粵府〔2021〕13号)が出され、そのなかで示されたのが“1都市1基準”の原則で身体障害者就業保障金を徴収する。統計部門から提供される各都市の2017年の全口径城鎮単位就業人員平均給与の一定割合

を徴収基準の上限とし、ランク別に軽減徴収及び徴収免除の優遇政策を実施する。実施期限は2022年12月31日まで（即ち徴収所属期間としては2021年度まで）とする。」という軽減措置である。

ここでいう「ランク別に徴収」というのは、身体障害者就業保障金の徴収基準を1つの統一基準ではなくランクに分けて徴収するということで、企業の障害従業員割合が1%以上で省(区、市)の規定割合より低い場合は、徴収額を50%に軽減し、障害従業員割合が1%以下の場合は90%に軽減する。従業員総数30人以下の企業は保証金を暫定的に免除する。

上述の通知に基づき、身体障害者就業保障金の優遇政策が2018年から続けられており、また優遇も強化されてきている。東莞市の身体障害者就業保障金の徴収基準は、終始、関連政策に厳格に基づき実施してきた。今後、東莞市は実際の状況に合わせながら、より多くの優遇政策を模索しながら、着実に企業負担を緩和し、身体障害者の就業品質を向上させていく。

身体障害者就業保障金は身体障害者の就業権益を保障するために、規定通りに身体障害者を雇用していない企業から資金を徴収するもので、その徴収目的は企業による身体障害者雇用、障害者への就業手配を促進することにある。そこで東莞の日系企業の皆様には、積極的に身体障害者の募集・就業をして頂き、身体障害者就業保障金の優遇政策を享受するとともに、身体障害者の社会進出、共存経済社会の発展に成果をあげて頂きたいと思っている。

これ以外に、2018年から身体障害者就業保障金の徴収業務は税務部門に移管されている。私たち身体障害者連合会では、企業が比率通りに身体障害者を就業させているか人数を審査して、税務部門に情報を提供したり、税務部門が身体障害者保障金を適切に徴収できるよう協力したりすることに責任を負っている。もし身体障害者の雇用や年度審査に関する質問があれば、身体障害者連合会のサービス窓口：0769-22237663, 0769-22237664 まで、身体障害者保障金の申告・納付に関する質問があれば、国家税務総局東莞市税務局のサービス窓口：12366 までお問い合わせいただければと思う。

6. 経済補償金積立分の損金算入について

<背景・課題>

経済補償金について、実際に支払いが発生した際には税務上損金算入ができる。他方、今後発生する可能性のある経済補償金の積立分は、税務上損金算入ができない。

企業が経済補償金の未払いを起こさないために、在籍従業員が退職する場合に備え、経済補償金を積立確保しておく必要がある。

この積立分について、現状税務上損金算入ができず、企業の負担（毎年企業所得税の対象）になっている。

<要望・質問>

新型コロナの影響も大きく、従業員数・勤続年数を考慮した経済補償金の積立分を税務上損金算入できる様にご検討いただきたい。

<回答>

(市税務局)

企業所得税法の関連規定では、企業に実際に発生した、収入と関連する合理的な支出について、企業所得税の課税所得計算時に損金算入が認められている。この場合、経済補償金の計上時はまだ実際に支払われておらず、すでに発生した支出とはならないため、計上時の損金算入は認められない。また、企業にとっても損失とはなっていない。従業員に実際に経済補償金を支払う際に、その関連支出は規定に基づき企業所得税の損金算入が認められる。

7. VOCsの排出規制に関する操業制限措置に関する問題

<背景・課題>

7 月末より、2 週間に 1 日のペースではあるが、政府より VOCs 排出制限のため稼働停止依頼が来ている。状況から協力しなければならない事は理解しているが、告知から数時間で対応しなければならず負荷は非常に大きい。また、現状では電力不足による操業制限とは別々に要請が来るため、生産停止日が週 3 日～4 日になってしまうケースもある。

<要望・質問>

- (1) 生産停止要請を実施する場合、少なくとも 1 週間前には企業へ連絡していただきたい。
- (2) 電力不足による操業制限の曜日と VOCs 排出による操業制限の曜日を同一にさせていただくよう、政府部門間で調整していただけないか。もしくは各政府部門と企業が調整できるようにしていただけないか。
- (3) 制限を受ける企業の基準を教えてください。

<回答>

(市生態環境局)

(1) 大気汚染日におけるオフピーク生産を実施する企業の範囲の問題について

良好な生態環境は、最も公平な公共物とも言え、人々の生活を支える最も普遍的な福祉となる。近年、東莞市では党中央委員会と国務院による「青空防衛戦」に勝つための重大決定及び広東省政府による業務手配を徹底実行しながら、大気汚染防止及び排出削減措置を全面実施することで、空気の質の大幅な改善が見られている。しかし、東莞市の工業 VOCs 排出量は依然として大きく、夏と秋はオゾン汚染問題が顕著になる。オゾン汚染が発生しやすい時間を予測して、東莞市では VOCs 排出重点企業に対して、VOCs 関連工程の緊急排出削減を実施することで、大気汚染日の発生に対応しながら、大気汚染への影響を削減させている。

企業の生産への影響を軽減するために、東莞市では「広東省生態環境局による重点揮発性有機化合物（VOCs）企業への消込管理方式実施に関する通知」及び「重点揮発性有機化合物（VOCs）に関わる企業の等級管理展開に関する通知」等の規定文書の要求に基づき、VOCs 排出重点企業に対して ABC 等級管理を実施し

ている。総合的な処理効果が高く、管理が規範化されていてベンチマークとなりえる企業を A 等級、総合的な処理効果が一般的である企業を B 等級、汚染対策施設が簡易的で効果が薄く、排出管理が秩序だっていない企業を C 等級に分類し、大気汚染緊急期間には、差別化された管理を行なっている。A 等級の企業は排出削減対策が免除され、企業が自ら排出削減対策を行います。B 等級の企業には、排出削減交渉企業として積極的にオフピーク生産を実施してもらい、排出削減を強化してもらう。C 等級の企業には、強制排出削減重要企業として、生産の停止・制限といった対策を行なう。市生態環境局では近いうちに関連文書を発行し、ABC 等級管理に関する指導意見及び業務要求をさらに明確にさせる予定である。

(2) オフピーク生産依頼をできるだけ早く通知してほしい問題について

7 月は台風の影響により大気汚染の予測を確定させるのが難しく、1 週間前にオフピーク生産を通知することが困難だった。東莞市では引き続き大気汚染の予測及び早期警告を強化させ、生態環境保護や気象に関する専門家を組織することで、5 日間先までの汚染状況を常に予測しながら、大気汚染予測の適時性・正確性を向上させ、できるだけ早い段階で緊急通知を出し、企業が生産調整にあてる時間を確保できるよう努める。

(3) 電力制限と排出削減要求のタイミングが一致しない問題について

企業の生産活動への影響を最大限減らすために、今後、生態環境部門と電力供給部門と連携した情報メカニズムを確立・改善させて大気汚染予測と結び付けながら、重点地域の緊急オフピーク生産依頼 VOCs 企業に対して、停電措置や電力制限措置をまず実施できる体制を築いていく。

ジェトロ広州事務所から回答へのコメント：事前の通知等、企業とのコミュニケーションを更に強化していただきたい。

8. 残業時間の上限問題について

<背景・課題>

労働法には、毎月の残業時間は36時間を超えてはならないと定められているが、実際には従業員の毎月の残業時間が36時間を超える工場は少なくないと思われる。残業した場合には残業代が支給されるため、36時間を超えても従業員からのクレームは一般的にあまり見受けられず、逆に残業時間が少ない場合にはクレームが生じる。ただし、従業員との紛争が生じた場合、当該従業員が残業時間の問題について労働当局に告発するおそれがある。

<要望・質問>

残業時間の超過と残業代の支給について、現状を踏まえ、36時間を超える場合の関連法規やガイドラインがあるのかどうか教えていただきたい。また、従業員の残業意欲と残業時間の矛盾についての見解をいただきたい。

<回答>

(市人力資源・社会保障局)

- (1) 「労働保障監察規則」第25条によれば、雇用者が労働保障法令・規則に違反して労働者の労働時間を延長した場合、労働保障行政部門より警告を発し、一定期間内に是正を命じ、被害を受けた労働者1人につき100元以上500元以下の基準で計算された罰金を科すことができるとされている。
- (2) 「中華人民共和国労働法」第36条によれば、国は労働者の1日の労働時間が8時間を超えない労働時間制度を実施するとされている。また第38条では、使用者は労働者に対して週1日以上以上の休みを確保しなければならないと規定されている。しかし企業が自身の生産特性により、労働法の第36条、第38条規定を実施できない場合、労働管理部門の承認を得たうえで、不定時労働時間制度や総合労働時間計算制度当の別の労働・休暇方式を実施できる。

9. 社会保険料について

<背景・課題>

東莞市には長年進出している製造業企業が多い。その企業の多くは労働集約型であり、勤続年数長い従業員が多く、これら従業員の社会保険料に関し遡って追納をするケースが多い。追納が発生した場合、それによる滞納金が高く、企業に大きな経済負担をもたらしている。

<要望・質問>

現在、新型コロナの影響による経営の負担が大きいため、長年進出しており、勤続年数長い従業員を多く抱える日系企業に対し、社会保険料の追納に関する滞納金の減免等を検討して頂きたい。

<回答>

(市人力資源・社会保障局)

広東省人力資源・社会保障庁、広東省経済情報委員会、広東省住宅・都市農村建設庁、広東省対外貿易経済合作庁、広東省地方税務局が共同で発表した「現状の労働争議の重要問題の適切解決に関する通知」（粵人社発〔2013〕189号）の第7項では以下のように規定されている。

「雇用者が未納の養老保険料を追納する際は、規則に従って養老保険料の元金と利息を納付しなければならない。雇用者が自ら積極的に養老保険料の追納を申請した場合、滞納金は以下のように分けて処理する。

- (1) 『社会保険法』の施行日以前の未納期間については、雇用者が自ら積極的に追納した場合、或いは追納を命じられて期間内に追納した場合、滞納金が発生しない。雇用者が社会保険料徴収機関から追納を命じられ、期限を過ぎても追納しない場合に、社会保険料徴収機関より『社会保険料徴収暫定規則』第13条に基づき、0.2%の滞納金を徴収する。
- (2) 『社会保険法』の施行日以降の未納期間については、社会保険法に基づいて処理する。雇用者が社会保険料を追納する際は、社会保険料徴収機関が滞納金を徴収する。」

このように、滞納金は社会保険料の追納の際、規定に基づいて徴収されるものである、そのため企業が社会保険料追納時に滞納金が高すぎるために削減を希望されているが、現状では、それに応えられる関連政策支援がない。

以上

(注) 本資料で記載している「政府回答」は、政府側から事前に提示された回答・当日の回答内容・事後の書面回答を取りまとめ、ジェトロで仮訳したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

※禁無断転載